

## 令和 2 年 第 6 回須賀川市農業委員会総会議事録

令和 2 年第 6 回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和 2 年 6 月 5 日（金）
- 2 招集通知日 令和 2 年 6 月 5 日（金）
- 3 招集日時 令和 2 年 6 月 1 7 日（水）午後 1 時 3 0 分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（0名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 16名

- 7 欠席農業委員 議席番号 2 栗野 一栄  
 議席番号 12 大河原 一英  
 議席番号 15 安藤 武栄

8 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主任主査兼農政係長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

9 議 案

議案第 28 号 農用地利用集積計画について

議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理

について

報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 23 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 24 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

10 その他

11 開 会 (午後 1 時 3 0 分)

12 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

13 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業  
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条  
の規定により本総会が成立していることを宣言した後、新型コロナウイルス  
感染拡大回避のため、農業委員のみの出席とし、最適化推進委員の出席  
はないことを報告した。

議事録署名委員には、議席番号 17 番 味戸 一浩 農業委員、18 番 二瓶  
寿 農業委員を指名した。

14 議 事

審議内容 別添のとおり。

15 閉 会 (午後 2 時 1 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事  
実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和2年 第6回総会

令和2年6月17日（水）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第28号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、申請番号第127号から131番までの説明がありました。

質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第28号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は  
挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第28号「農用地利用集積計画について」は計  
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否  
決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した  
農業委員からお願いいたします。

受理番号第51号について、車田委員よろしくお願いいたします。

車田農業委員 受理番号第51号について説明いたします。

譲渡人へ聞き取りしたところ、山河氏、力丸氏、大和田氏ともに  
2、3年前から耕作を行っていないとのことでした。

また、SUSについては、耕作は地主又は地元の方をお願いし、刈  
り取りは、西部農場にお願いするとのことでした。許可上、特に問  
題はないかと思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願  
いいたします。

議長 受理番号第 52 号について、善方委員よろしく願いいたします。

善方農業委員 受理番号第 52 号について説明いたします。

譲渡人の田邊氏は、母親とともに農業に従事してきましたが、昨年、農機に大きな故障が生じたため、水稻耕作を断念、会社勤めに専念し、委託者を探しておりましたところ、知人を通し、有限会社山吉吉田商店と交渉することになりました。山吉吉田商店は、米の集荷・販売、農業資材の販売を行っておりますが、今後、農業部門で米の生産に力を入れたいとのことでした。地域との関係も問題なく、賃借料につきましても双方の合意のもと設定したことから、許可上問題ないと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 受理番号第 53 号について、小林委員よろしく願いいたします。

小林農業委員 受理番号第 53 号について説明いたします。

譲渡人小林陽一氏と譲受人小林信子氏は親子の関係にあります。申請地は、地目「田」となっておりますが、現況は畑となっております。陽一氏は現在農業者年金を受給していることから、信子氏に無償で贈与したいとのことでした。許可上問題ないと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 次に受理番号第 54 号について、吉田委員よろしく願いいたします。

吉田農業委員 受理番号第 54 号について説明いたします。

譲渡人関根氏と譲受人溝口氏の妻とは以前から仲が良く、10年前より農地売買について溝口氏へ打診していたところ、昨年より溝口氏の息子が同居することになり、息子が農業を手伝うこととなったため、関根氏からの売買の話に応じたとのことでした。売買価格も双方合意しており、許可上問題ないと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 次に受理番号 55 号について、古川委員よろしく願いいたします。

古川農業委員 受理番号第 55 号について説明いたします。

本件は、競売物件で購入する農地であり、譲受人の班目氏に聞き取りを行ったところ、班目商事で作付けを行うとのこと

した。許可上問題ないと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 30 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員からお願いいたします。

受理番号 10 号について、吉田委員よろしくお願いいたします。

吉田農業委員 受理番号第 10 号について説明いたします。

本件は、譲渡人である関根氏の立ち合いのもと現地調査を行いました。場所の位置につきましては、位置図にあるとおり、山の中で、人里離れたところであります。土地の売買とはなりますが、隣接する土地が関根氏の所有であるため、見回り、管理を行っていくとのことでした。除草につきましても、除草剤は使用せず、草刈機を使用するとのことでありました。遊休農地活用の上でも 5 条の許可は妥当と思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 30 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 30 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 21 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 22 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 4 件です。

○報告第 23 号「農地改良工事のための届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 24 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 39 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議長 事務局からお願いします。

小池局長 ・次回の総会は 7 月 16 日(木)、場所は市民交流センターたいまつホールを予定しておりますが、これは市長選の関係でこの会場が使用できないためであります。市長選が無投票であった場合は、この場所で行えることとなっておりますので、判明次第お知らせいたします。

・次期農業委員の候補者について、議会の承認を得たことを報告いたします。

7 月 20 日に辞令交付、総会を開催させていただく予定です。

詳細につきましては、別紙次期最適化推進委員の候補者と併せてご参照願います。

・前回の総会において農地の固定資産税が若干上がったというご意見をいただきました件につきまして、改めてご説明いたします。

※説明趣旨

農地については、平成23年の震災を受け翌年の評価の見直し時に平均値を3年間10%引き下げた。

平成27年に水準を戻したところであるが、激変緩和の観点から、3年の間で税額を戻していく措置を講じた。

このことから、個別には震災前までの水準に戻り切っていない所についても、今後は震災前の評価額に戻ることとなる。

個別の相談については、税務課で受けるとのことであることから、農家の方から問い合わせがあれば、その旨を伝えていただきたい。

- ・先週12日に行われた最適化推進委員役員会の結果をご報告いたします。

※説明趣旨

推進委員は総会の議案があった場合、年2回の全員協議会の時に出席していたが、市全体の農地転用の状況を知るべきであることから、総会については可能な限り出席した方が良いとの意見があった。次回の総会において、この旨を報告することとしたい。

担い手不足に関連して、借り手に管理を任せきりで見受けられるので、これに対する推進委員からの意見等があっても良いのではという提案があったことから、集積推進計画にもこの旨を反映していきたい。

- ・なお、農業委員の皆さまからも引継事項があれば全員協議会等で報告させていただくとともに、議論の時間を設けさせていただきたいと思います。

議 長 ほかになければ、これにて令和2年第6回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。